

8. 摂津市環境改善事業資金融資 ～保証料の全額・利息の2分の1を補給～

概要

この融資は、市内の準工業地域で事業を営む中小企業者の方が、公害の防止など環境改善に資する設備の導入に際して、金融機関から必要な資金を借り入れできるよう、大阪信用保証協会の保証を付してあつせんする制度です。

完済後に保証料の全額（上限30万円）と利息の2分の1を補給するので、実質、超低金利な融資を提供しています。

内容

◎融資限度額 300万円以内

※保証協会に他の保証残高がある場合は、融資額に制約があります。

300万円を超える設備導入の場合は、摂津市中小企業事業資金融資（限度額1,000万円）と併せてお申込みいただけます。合算での融資限度額は1,300万円となります。

◎融資条件 ※年度途中で変更となる場合があります。

資金使途	融資期間	貸付利率	返済方法	信用保証料	連帯保証人
設備資金	5年以内	固定0.8%	毎月元金均等分割返済 (据置期間6カ月以内)	信用保証協会が 定める利率 (年0.5%～2.2% 以下)の9段階	原則として 個人：不要 法人：代表者のみ

※合算で利用される場合は、摂津市中小企業事業資金融資の融資条件となります。

◎資金使途

環境（騒音・振動・悪臭・大気汚染・水質汚濁等）の改善に資する設備資金

ex. 防音パネルの設置、低騒音型・低振動型各種機械への買替、集塵装置・ろ過装置等の設置等

※申込時の注意

- ・申込金額は、見積書金額内となるため、最終見積書が出た時点でお申し込みください。
- ・見積書、事業計画書などにより環境改善に資する設備か判断する審査があります。

対象

市内（原則として同一場所）で6カ月以上引続き同一事業を営む企業者のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する準工業地域に事業所を有し、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者（注）で、具体的な事業計画を有しており、金融機関による融資後のサポートを受けることが可能な方。

※確定申告や決算の時期が未到来で、確定申告書や決算書の作成が行われていない時点での融資申込はできません。

※対象業種については、「摂津市中小企業事業資金融資」の要件と同様です。

（注）小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定めるもの。（法施行令第1条の特定事業を行うもの）